

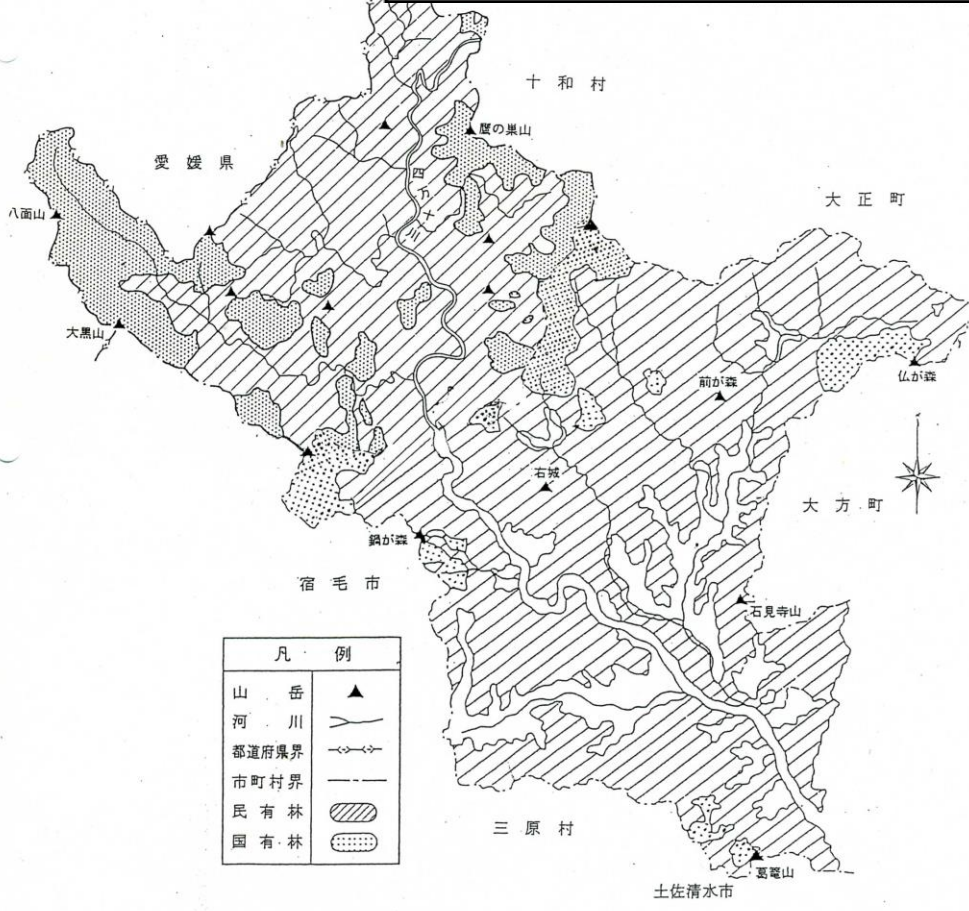
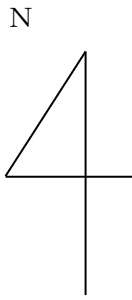
【令和8年4月13日 変更】

四万十市森林整備計画

計画期間 自 令和 4年 4月 1日
至 令和 14年 3月 31日

高 知 県 四 万 十 市

四万十市位置図



凡 例	
山 岳	▲
河 川	—
都道府県界	—◇—
市町村界	—
民有林	▨
国有林	▩

目 次

	ページ
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	7
2 天然更新に関する事項	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5 その他必要な事項	10
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	12
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	15
3 その他必要な事項	15
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	16
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2 森林経営管理制度の活用に関する事項	16
3 その他必要な事項	16
第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3 作業路網の整備に関する事項	17
4 その他必要な事項	19

第7	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法…	22
2	その他必要な事項	22
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	23
3	林野火災の予防の方法	23
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	24
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	25
2	生活環境の整備に関する事項	26
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	26
4	森林の総合利用の推進に関する事項	26
5	住民参加による森林の整備に関する事項	26
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	27
7	その他必要な事項	27
○	公益的機能別施業森林	
	別表1	29
	別表2	36
○	鳥獣被害防止森林区域	
	別表3	41
○	参考資料	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

四万十市の民有林面積は、42,198ha、蓄積は13,770千 m^3 であり、国有林を含めると市土地面積の84%を森林が占めています。

森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然・生活環境の保全等多面的な機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びついています。

さらに、地球温暖化を防止するためのCO₂の吸収・貯蔵の機能等森林の重要性は地球規模で考えなければなりません。

この貴重な森林資源を四万十市の現況をみると、戦後営々と続けられてきた造林の推進により、民有林の人工林面積は25,167haで、人工林率は60%となっており、優良な人工林が形成されています。これらの森林に対する適切な間伐、保育等による森林整備が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、間伐、保育等が適正に実施されず、水源涵養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになってきています。

このような状況から今後の森林施業は、間伐、保育等の森林整備を積極的に実施するとともに、経済性重視の単層林のみの施業を見直し、長伐期施業、複層林施業、生態学的に地域に適した多様な樹種を導入する施業を実施し、水源の涵養や自然環境に配慮した森林整備を進めなければなりません。

そのため、適正な森林管理の基盤となる林道、作業道等の路網整備を森林に及ぼす影響を最小限に抑えながら推進する一方、森林組合や林業事業者等の育成・強化、環境保全の積極的な啓発などを通じて、森林所有者へ環境に配慮した経営への意識の向上を図ります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能及びその機能を発揮する上から望ましい森林資源の姿を以下のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための基本的な考え方及び森林施業の推進方策を以下のとおりとします。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。

ウ 快適環境形成機能

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

現在、森の工場の指定を受けている富山、津大地域を中心に、林道等の基盤整備を進め木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するための機能の維持増進が図られている状態にします。

- 注1) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。
- 2) これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林組合や林業事業者等、施業の集約化に取り組む者に対し長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言等を行い森林経営の委託の促進等を進めます。また、長伐期化に対応した繰り返し間伐、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業の実施など、地域の森林資源を効率的に利用するため、林業関係者等が一体となり高性能林業機械を導入した作業システムの構築を図れるよう努めるものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

森林の持つ公益的機能、生産性及び自然的条件、森林の構成を勘案し、標準伐期齢を次のとおり設定します。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クスギ	その他広葉樹
全域	35年	45年	35年	40年 (20年)	10年	15年

注) その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用します。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように配慮します。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行います。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮します。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とします。

皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であっ

て、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とします。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下の（1）から（5）までに留意することとします。

- （1） 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。
- （2） 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- （3） 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- （4） 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- （5） 上記（1）から（4）に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえます。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行います。

3 その他必要な事項

特にありません。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種として下記の樹種を選定して造林を行うこととします。

また、下記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は四万十市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長が優れたものの導入、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）の採用に努めるものとします。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類 等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下記のとおり標準的な植栽本数を植栽するものとします。

また、複層林における下層木については、下表の「疎仕立て」の植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。

さらに、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は四万十市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ・ヒノキ	疎仕立て	1,500～2,500	
	中仕立て	2,500～3,500	
	密仕立て	3,500～4,500	
広葉樹	疎仕立て	1,500～2,500	
	中仕立て	2,500～3,500	
その他針葉樹	疎仕立て	1,000～2,000	

注1) その他針葉樹の疎仕立てについては、早生樹であるコウヨウザンの植栽本数として適用します。

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して下記のとおりとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長に係る特性の特に優れた特定母樹から採取し生産された苗木等の採用に努めるものとします。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に雑木を切り残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮します。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧に行います。
植栽の時期	乾燥時期を避け、10月上旬から4月末までに行います。 なお、コンテナ苗については、時期を指定しないものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、「3(2)の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」に定める森林など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林をするものとします。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に人工造林をするものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

なお、県の定める天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることを旨とします。

(1) 天然更新の対象樹種

対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して下記のとおり定めるものとします。

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類 等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類 等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数は下記の

とおりとし、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとし、なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとし、

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類	6,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、天然更新補助作業である地表処理、刈出し、植込み、芽かきの標準的な方法を下記のとおりとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うものとし、

区分	標準的な方法
地表処理	下層植生の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとし、
刈出し	天然稚樹の成育が下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとし、
植込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとし、
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外のものは掻きとります。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の状況確認は、標準地を設け本数調査等により行うものとし、

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとし、

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とし、

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

四万十川地域森林計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、現状が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、過密状態にあることやシカ等による食害が激しいことなどにより林床にも更新樹種が存在しない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保します。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)人工造林の対象樹種によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)天然更新の対象樹種によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2の(2)のアで定める天然更新の対象樹種の期待成立本数と同じ本数とします。

なお、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。

5 その他必要な事項

特にありません。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について下記のとおりとします。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で定めるものとします。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	15	20	30	—	
	大径材	3,000	15	20	30	50	
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で定めるものとします。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	20	30	40	—	
	大径材	3,000	20	30	40	60	
マツ	一般材	3,000	20	25	35	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で定めるものとします。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。

なお、標準的な間伐の間隔は、スギ、ヒノキとも標準伐期齢に満たない林分は10年間、標準伐期齢以上の林分は20年間とします。

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。

列状間伐は伐採・搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔をおい、一定の幅に含まれる立木のすべてを伐る方法です。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐～2残1伐による本数間伐率25～33%とします。また、伐採列1列当たりの幅は、標準地調査による1ha当たりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標

準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、時期、回数、作業方法その他必要な事項について下記のとおりとします。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法
		1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
下刈	スギ	1回	1	1	1	1	1										植栽木が下草より抜出るまで行います。実施時期は、6月～9月頃を目安とします。また、作業の省力化・効率化を図るために、隔年実施や筋刈・坪刈も検討する。
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1	1									
つる切り	スギ											1					下刈り終了後、つるの繁殖の状況に応じて行い、実施時期は6～7月頃を目安とします。
	ヒノキ												1				
除伐	スギ											1					造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去し、実施時期は8～10月頃を目安とします。
	ヒノキ												1				

3 その他必要な事項

該当ありません。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、下記のとおりとします。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、別表1のとおりです。

イ 施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林の施業の方法は、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

主伐の伐期齢の下限は、下表のとおり標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、当該森林の区域は、別表2のとおりです。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
全域	45年	55年	45年	50年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林については、別表1のとおりです。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が高い森林等
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進するものとします。

また、アの①～③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林としますが複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとします。この場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散

を図るものとします。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりです。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
全域	70年	90年	70年	80年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林に対して区域の設定をするとともに、この区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域は、「再造林推進プラン」の策定について（令和5年9月15日付け5高木増第278号高知県木材増産推進課長通知）に示す林業適地の考え方を参考とするほか、地域の実情や自然的・社会的条件を踏まえて選定するものとします。

また、設定を行う区域内において1の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

3 その他必要な事項

該当ありません。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合や林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の公開や提供、助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進等を進めるものとします。

2 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けた上で、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託するとともに、経営管理の再委託が困難な森林及び再委託するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を財源の範囲内で実施します。

令和4年4月1日に広域事務組織として設立した一般社団法人幡多地域森づくり推進センターを活用し、意向調査後の森林整備プランの検討や制度運用における市町村間の共通する業務の集約化することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

3 その他必要な事項

該当ありません。

第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について下記のとおりとします。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

また、効率的な作業システムの考え方については、四万十川地域森林計画の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」に基づくものとします。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系 作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系 作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	—	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については該当ありません。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として高知県が定める高知県林業専用道作設指針（平成24年3月1日付け高知県治山林道課）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

基幹路網の整備計画については、下記のとおりです。

単位 延長：m 面積：ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積 (ha)	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道		四万十市古尾字古尾サキ～不動山	中村・大正	1,650m	1,365	○	①	
拡張	自動車道		四万十市片魚字カシロ～シノキ	片魚四手ノ川	1箇所	204	○		法面保全
拡張	自動車道		四万十市古尾又口～奥古尾	奥古尾線	2,500m 600 m/1箇所	550	○		舗装
拡張	自動車道		西土佐字大宮権六ブチ～玖木下峠	日見須大成川	1,000m 3 ± 箇所	1,073	○ ○		舗装 法面保全
開設計					1路線 1,650m				
拡張計				舗装 法面保全	3路線 2箇所 3,500 ± , 600 m 4 ± 箇所				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として高知県が定める高知県森

林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 1 日付け高知県林業改革課）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として高知県が定める高知県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 1 日付け高知県林業改革課）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理します。

4 その他必要な事項

1 から 3 までのほか山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設等、森林の整備のために必要な施設の整備は該当ありません。

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

第7 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

労働安全の確保、雇用の通年化、勤務体系・給与体系の改善を図ることとし、また労働力の軽減のため林内路網の整備を図ることとします。

さらに、各種の研修会・講習会を通じ、林業全般にわたる知識と技術の向上に努めるものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化及び施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入について下記のとおりとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	全域 (傾斜0° ～20°)	【伐倒】 チェーンソー 【造材】 チェーンソー 【集材】 フォワーダ、トラック	【伐倒】 チェーンソー、ハーベスタ 【造材】 ハーベスタ、プロセッサ 【集材】 車両系 フォワーダ、トラック
	全域 (傾斜20° ～30°)	【伐倒】 チェーンソー 【造材】 チェーンソー 【集材】 ウインチ付グラップル フォワーダ	【伐倒】 チェーンソー 【造材】 プロセッサ、ハーベスタ 【集材】 ウインチ付グラップル スイングヤーダ
	全域 (傾斜30° 以上)	【伐倒】 チェーンソー 【造材】 チェーンソー 【集材】 ウインチ付グラップル フォワーダ	【伐倒】 チェーンソー 【造材】 プロセッサ、ハーベスタ 【集材】 タワーヤーダ 架線系 H型集材など
造林 保育等	地拵、下刈	人力・刈り払い機 チェーンソー	人力・刈り払い機 チェーンソー
	保育間伐	チェーンソー	チェーンソー

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産

された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた市民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めるものとします。

また、「地材地消」の推進に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき高知県が策定した「高知県産材利用推進方針」（平成 23 年 3 月策定）に則して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	岩田	1045m ³	△1				
	蕨岡	1650m ³	△2				
	実崎	50m ³	△3				
	百笑	30m ³	△4				
	西土佐岩間	4095m ³	△5				
	西土佐江川崎	545m ³	△6				
	西土佐江川	43m ³	△7				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進します。

対象鳥獣がニホンジカにあつては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進します。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整します。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めることとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとします。

また、県、市及び森林組合等関係者が連携して被害の把握に努めます。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害等の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し森林病虫害等の早期発見に努めます。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害にあつては、被害木の薬剤処理や伐倒処理を推進し、被害地の拡大を予防します。

(2) その他

森林病虫害等の駆除又は予防に関しては、関係機関が連携して対処し、地域の体制づくりに協力するものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策及び野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を行うものとします。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置等に努めるとともに、「山火事防止」の標識等を活用し林野火災防止の意識の啓発に努めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

害虫駆除等を目的として火入れを行う場合、火入れ地の面積・形状及び周囲の現況、防火に関する計画等を充分検討し、周囲への延焼を防ぐものとします。

なお、火入れに際しては、森林法第21条及び四万十市火入れに関する条例の手続きに従い適切に行うものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、該当ありません。

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

1から4までのほか、森林所有者等による巡視等森林の保護を図るための取組みを推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
坂本	38-1、38-2、40-2、40-3	27.86	12.05	14.04			1.77	
西土佐用井	267-1～4	44.22	17.71	26.12	0.39			

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
伐採	択伐を原則とします。
造林	伐採後は、速やかに植栽又は、更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとし、植栽はできるだけ多様な植栽構成となるよう配慮するものとし、
保育	景観の向上に資するよう、必要に応じて下層植生の刈り払いを行います。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ	17m	
ヒノキ	15m	
その他	10m	

4 その他必要な事項

特にありません。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に際しては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
八束	中村1～43	2870.45
東中筋	中村44～73	1806.24
中筋	中村74～106	1993.62
三里	中村107～134、137～139、141～148	2548.66
久保川	中村149～179	2201.64
鴨川	中村180～225	2758.06
田野川	中村226～238	933.68
東山	中村239～245、294～299、397～425	2323.68
富山西	中村246～278、287～290	2572.72
富山中	中村279～286、312～317、320～346	2627.19
富山東	中村347～379	2085.96
大用	中村291～293、300～311、318～319、380～396	1977.25
藤ノ川	西土佐1～39	2587.28
口屋内	中村135～136、140 西土佐40～59、106～121	2221.26
奥屋内	西土佐60～105	2716.05
大宮	西土佐122～158	2028.56

家地	西土佐 159～193	1810.50
江川崎	西土佐 194～214	922.63
江川	西土佐 215～252	2030.65
半家	西土佐 253～272	1183.21

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者などの定住促進のため、山村地域における生活環境の整備等に努めるものとします。

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の整備の推進とともに、林業に関わる伝統技術の継承を図ります。また、森林の機能の学習の機会を提供し、森林施業への理解と施業の実施を推進するものとします。あわせて、四万十ヒノキ（四万十市、四万十町、中土佐町、三原村で生産されるヒノキ）の利用促進について、関係団体等と連携した取組みを進めます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

中村地域の「香山寺市民の森」、西土佐地域の「しまんとの森」については、市内の代表的な森林体験施設として広く認知されており、市民の散策や森林浴等、憩いの拠点となっています。散策道の適切な管理、林木の保育管理を行い、市民が親しみやすい森林環境づくりを目指します。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市の所有する森林を協働の森づくり事業地として提供し、住民参加の森づくりと間伐等の交流体験を通して、地域が積極的に参加できる場づくりを進めます。また、小中学校の「総合的な学習」に森林が活用されるよう働きかけることとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当ありません。

(3) その他

特にありません。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

森林の経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、必要な区域を選定した上で、その区域内の森林所有者への意向調査の実施結果等を踏まえ経営管理権の設定を行うこととします。

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

経営管理権の設定をした区域のうち、自然条件に照らして林業経営に適していない森林や意欲と能力のある経営者に再委託するまでの期間の森林について、適時適切な伐採、造林、保育等の施業に財源の範囲内で努めることとし、これを計画することとします。

区 域	作業種	面積 (ha)	備 考
後川地区	間伐、作業道開設	580.22	—
大川筋地区	間伐、作業道開設	1137.23	—
中筋地区	間伐、作業道開設	477.57	—
東中筋地区	間伐、作業道開設	778.48	—
八束地区	間伐、作業道開設	1035.31	—
蕨岡地区	間伐、作業道開設	605.68	—

7 その他必要な事項

(1) 保安林の施業制限林及び管理に関する事項

保安林その他の法令により施業に制限を受けている森林については、当該制限に従って施業が実施されるよう管理に努めます。

(2) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

四万十川条例に沿って、景観、環境保全に努めます。

(3) 公有林の整備に関する事項

市有林については、他の民有林整備のモデル森林として整備を進めます。その場合、安価で丈夫で長持ちするうえに効率的な集材路網の整備を図ります。

(4) 基幹路網の継続的な開設に関する事項

林道と施業対象地を有効に連結し、保育、間伐等の森林整備を集約的に実施するとともに、生産コストの低減化を図るための作業路網の整備を積極的に促進します。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	中村地域 1-1～8、2-1～7、3-1～8、4-3・4、5-1～11、6-1～4、7-1～12、8-1・2・4、9-1～8、10-1～6、11-1～4、12-1～13、13-1～4、14-1～4、15-1～2・4、16-1～3、17-1～6、18-1～3、19-1～3、20-1～4、21-1～4、22-1・2、23-1・2、24-1～3、25-1～6、26-1～4、27-1・2・4、28-1～6、30-1～6、31-1～5、32-1～4、33-1～6、34-3、35-1～7、36-1～7、37-2～438-1～7、39-1～3、40-1・2、41- <u>1</u> ・3～5、42-1～4、43-1～5、44-1～8、45-1～6、46-1・2・4、47-1～3、48-2・3、49-1・2、50-1・2、51-1・2、52-2・3、53-1・3・4、54-1～7、55-1～7、56-2～5、57-1～3、58-1・2、59-1～4、60-1～3、61-1～3、62-1～3、63-1～5、64-1～8、65-1～5、66-1～4、67-1～3、68-1～3、70-1～3、71-1～5、72-1～5、73-1～5、74-1～6、75-1～3、76-1～5、77-2・3、78-1～3、79-1～5、80-1～5、81-1～5、82-1～3・5、83-1～4、84-1～3、85-1～5、86-1～5、87-1～5、88-1～5、89-1～5、90-1～4、91-1～4、92-1～4、93-1・2、94-1～4、95-1～4、96-2、97-2・3、98-3、99-2・3、100-2、103-6、104-3、105-3～5、106-1・3・5・6、109-5、110-3、111-1～4、112-1～5、113-1～6、114-2、115-1・2・5、116-2・3、117-1～3・5、118-1～3、119-1～4、120-1～6、121-1・4・5、122-1～7、123-1～3、124-3・4、125-1～4、126-1～4、127-2・4、128-1～3、129-1～6、130-1～4、131-1・3・4、132-1～5、133-1～5、134-1～6、135-1・2、136-4、137-1～4、138-1～3、139-1～3、140-1～3、145-1～3、146-1～3、147-1～5、148-1～5、149-1～4、150-1～5、151-1～3、152-1～3・5、153-4、154-1～9、155-1～6、156-1～7、157-2～5、159-6～9、160-1～6、161-1・4・6、162-1・4～6、163-1・2・6・8・9、164-1～6・8・10、165-1～7、166-1～7、167-1・2・4・6、168-1～6、169-1・3～5、170-1～4、171-1・5～9、172-2～4、173-2・3、175-1～13、176-1～10、180-1～5、181-1～3、182-2～4、183-1～3、184-1、185-1～5、	23,241.28 <u>23,309.00</u>

	<p>186-1~6、187-2、188-1~4、189-1~5、190-1~4、191-1~4、192-1~3、193-1~6、194-1~5、195-1~3、196-1~4、197-1~5、198-1~6、199-1~3、200-1~4、201-1~5、202-1~5、203-1~3、204-1~3、205-1~4、206-1~4、207-1~5、208-1~6、209-1~4、210-1~4、211-1~5、212-1~9、213-1~3、214-1~5、215-1~3、216-1~4、217-1~4、218-1~10、219-1~7、220-1~9、221-1~4、222-1~7、223-1~10、224-1~5、225-1~10、226-1、227-3、228-2·3、229-4、230-5、231-2~4、232-1~4·9、234-4~6、235-5·6、237-1~7、238-5·6、239-1、240-1·2、241-1~4、242-1~4、243-1、244-1·2、245-1、247-1、248-2·3、249-1~4、250-1·2、252-1·2、255-2·3、256-1·2、257-1、258-1~7、259-1~3、261-4、262-2·4·5、263-1、264-3·4、265-2·3、266-2~5、267-1~5、268-1·3、269-1、270-1·3、271-1、272-1~3、273-2、275-1、276-1~4、277-1~4、278-1~3、279-1·2、280-2·3、283-3、284-1·3、285-1~3、286-1~3、287-1·~3、288-1~3、289-1~4、290-1~4、291-1~5、292-3·5·6、293-1~5、294-1、295-1·2、296-1·2、297-1~3、298-1~3、299-1~6、300-1~7、301-2·3、302-3~5、303-1~3、304-1·3、306-3、<u>307-1·2</u>、308-1~3、309-2、310-1、311-1~4、312-1~5、313-1~3、314-2、315-2~4、316-2·3、318-1~4、319-1~4、320-1~3、321-1~6、322-1~5、323-1·2、325-1·2、326-1、327-5、328-1·4、329-1~3、330-1~4、331-1~6、332-1~3、333-1·4·5、334-1~4、335-1~4、336-1·2、337-1~4、338-1·2、339-1~7、340-1~4、341-1~7、342-1~4、343-1~3、344-1~3、345-1~3、346-3·4、347-1·2、348-3、349-1~3、350-1~3、351-1~3、352-1~7、353-5、354-1~4、355-1、356-1~5、357-1~4、358-1、361-1~3、362-1~6、363-1·2、364-3、365-1~4、366-1~4、367-1~6、368-1~4、369-1~4、370-1~3、371-1·2、372-1~3、373-2·5、374-1·2、375-1~4、376-1~7、377-1·4、380-1·2、381-1~3、382-2·3、383-1~4、384-1~3、385-2、386-2、387-1·6、388-1~6、389-1~5、390-1~4、391-1~4、392-</p>	
--	--	--

	<p>1～4、393-1・3・4、394-4、395-1～4、396-1～3、397-1～5、398-1～4、399-1～7、400-2～7、401-1～5、402-1～7、403-1～4、404-2～4、405-1・4・7・9、406-1・2・4・6・8～10、407-5～7、408-1、409-2～4・7・8、410-1・7～11、411-1・3・6・8・10・11、412-1～6、413-4・8、414-1・2・5～8・11、416-4・11、419-1・2、420-3・5、422-1・2、424-2</p> <p>西土佐地域</p> <p>2-1・4、4-1、7-1・2、8-1・2、9-1～4、10-2・3、11-1・3、12-4、13-1、14-2～4・7、15-1、18-1、20-5、22-2、27-2、30-1、40-2、41-2、53-1、71-1～5、76-1、87-1～4、93-1・2、96-2～4、97-1、98-2、110-1、112-3、120-2、123-3、125-1～2、134-4、135-1・3、137-1～3、138-1～3、139-3、140-1・2・4・6、141-3・6、142-1、146-1・2、147-3、148-2～4、149-1・2・4～6、150-1～3、151-1・2、152-1・3、153-1・4・6・7、154-1～4、155-1、156-1、157-1、158-1～3、159-2・3、160-1・2、161-1～3・5、162-3、163-2、164-1、165-2、166-3、167-1～6、170-2、172-2、174-1～6、175-2、176-1、177-3、178-2・3、179-1～4、180-1～4、181-1～5、182-1、183-2・3、184-2～4、185-2～4、186-1・2、187-1、188-2・3、192-3、193-1・2、194-5、197-1、198-3、199-1・3、200-1、202-2・3、204-3、205-1、206-1、209-1～3、210-2、211-2・3、215-2、216-2、217-1・2、221-2・3、225-1、227-1～4、228-1・4、231-1・2、233-2、234-4、235-1～3、236-2、237-1～3、238-1～4、239-4、240-1・2、241-1・2、242-1、243-2、244-2・5、246-1・4、247-4、248-1～3、249-3、250-3・4、251-1、256-2、258-1・6、259-2・5、261-1・4、262-3、263-2・6、265-2、266-3、270-2・3</p>	
<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>中村地域</p> <p>4-2・3、5-8、10-2～4、17-5、20-4、21-2～4、22-1、24-1、26-3、28-3、33-2～4・6、35-1・3・5、36-4、43-5、48-1、53-4、57-3、61-3、63-3・4、68-2、69-2・4、72-6、83-4、85-2～4、86-1・2、98-1、99-6～</p>	<p>3, 331.64</p>

	<p>8、102-1～4、108-3、110-5、111-1～3、113-5・6、114-1、115-3～5、116-1、118-4、136-3、146-4、147-2・3、148-1・3、149-1、155-1、156-2、172-3、174-1・2、189-5、191-1～4、192-1、215-1、226-5、237-4・5、238-2・3、246-2、257-4、258-7、259-1、264-1、268-2、269-1～3、281-1～3、282-1・2、292-3・5、293-1・2、295-1、300-4～6、301-4、302-3・4、304-3、305-2、307-3、308-1～3、312-1～3、318-1、321-1～5、322-2・3、337-4、346-1、347-2・3、348-1・2、354-4、355-2、382-3、393-3・4、394-1～3、406-11、407-1・2・4、408-1・3、412-4・5、413-4～6、420-5</p> <p>西土佐地域</p> <p>17-3、26-2・3、60-3・4、61-2、63-2、65-1、70-3、92-2、96-1、106-2、113-2、123-1・2、128-5、129-2・3、130-1～3、134-3、135-2、138-4、141-2、142-2、143-1、144-1・2、212-1・2</p>	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>中村地域</p> <p>38-1・2、40-2・3</p> <p>西土佐地域</p> <p>267-1～4</p>	140.37
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>中村地域</p> <p>2-6、3-1～6、4-4、5-4～5・7・11、18-2・3、19-1、22-1、25-5、33-7、34-2、37-4、41-1、43-2～5、83-1、107-1・3～5、111-3～4、112-2～5、113-1～4、131-1、132-4・5、135-3・4、136-1・2、140-1・2、141-1・2、<u>142-1</u>、143-1、144-1、182-1・2・4、183-1、184-1、185-2～5、186-1～5、197-4・5、198-5・6、199-1～3、204-3、205-1～4、206-1～4、216-2～4、</p>	<p>7,561.61</p> <p><u>8,430.99</u></p>

	<p>217-3・4、247-3、248-1・2、249-1~4、250-3・4、251-1、253-1、259-2~4、260-1・2、265-1~3、266-1~5、267-1~5、272-3、273-1~4、274-1~3、275-1・3・4、276-1~4、277-1-2~4、278-1~2・3、280-1~3、281-1~3、282-1・2、283-1~3、284-1・3、285-1~3、287-1、290-3、291-3~5、292-1~4、301-4、302-1~5、306-1・2、307-1・2、309-1・2、310-3、313-3、314-1~3、315-1~3、324-2、326-2、327-2~4、328-3・4、329-1~3、335-2・3、337-3、<u>341-1~7</u>、<u>342-1~4</u>、<u>343-1~3</u>、<u>344-1~2</u>、<u>345-1~3</u>、<u>346-2</u>、347-1、348-3、349-1~3、350-2・3、351-1~3、352-1~7、356-2・3、358-2~4、359-1~3、360-1~3、362-4~6、363-1・2、367-4・5、368-1~3、<u>375-1~5</u>、376-1~7、377-1~3、383-1、384-3、387-4~6、388-1・3・4、389-1~4、390-2</p> <p>西土佐地域</p> <p>1-4、2-1~4、3-1、4-2、7-1~3、8-1~4、9-1~4、10-1~3、11-1~4、12-1~4、13-1~4、14-1~7、15-1~3、24-1・2、25-2・3、29-1、<u>46-3</u>、49-1、63-2、64-2、65-1、66-1、67-2・3、68-1・2、70-4、71-1~5、72-1~4、73-1~4、74-1~4、75-1・2、76-1~3、77-1、78-1・2、79-2・3、80-1~4、81-1~3、82-1~4、83-1~4、84-1・2、85-1~3、86-1~3、87-1~4、88-1~3、89-1~3、90-1・2、91-1、92-1、93-1~4、94-1・2、95-1~3、96-3・4、97-1・2、98-3、<u>111-1</u>、<u>112-1・2</u>、116-3、117-1・2、141-1-2~3、142-1、<u>143-2</u>、144-1・2、<u>145-1</u>、<u>148-3</u>、150-1~3・4、<u>151-1~5</u>、171-3、192-1、195-1、255-1~4、270-2~5</p>	
--	--	--

<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林</p>	<p>中村地域 2-6、3-1～6、4-4、5-4～5・7・11、18-2・3、19-1、22-1、25-5、33-7、34-2、37-4、41-1、43-2～5、83-1、107-1・3～5、111-3～4、112-2～5、113-1～4、131-1、132-4・5、135-3・4、136-1・2、140-1・2、<u>141-1・2</u>、<u>142-1</u>、143-1、144-1、182-1・2・4、183-1、184-1、185-2～5、186-1～5、197-4・5、198-5・6、199-1～3、204-3、205-1～4、206-1～4、216-2～4、217-3・4、247-3、248-1・2、249-1～4、250-3・4、251-1、253-1、259-2～4、260-1・2、265-1～3、266-1～5、267-1～5、272-3、273-1～4、274-1～3、275-1・3・4、276-1～4、277-1・2～4、278-1～2・3、280-1～3、281-1～3、282-1・2、283-1～3、284-1・3、285-1～3、287-1、290-3、291-3～5、292-1～4、301-4、302-1～5、306-1・2、307-1・2、309-1・2、310-3、313-3、314-1～3、315-1～3、324-2、326-2、327-2～4、328-3・4、329-1～3、335-2・3、337-3、<u>341-1～7</u>、<u>342-1～4</u>、<u>343-1～3</u>、<u>344-1～2</u>、<u>345-1～3</u>、<u>346-2</u>、347-1、348-3、349-1～3、350-2・3、351-1～3、352-1～7、356-2・3、358-2～4、359-1～3、360-1～3、362-4～6、363-1・2、367-4・5、368-1～3、<u>375-1～5</u>、376-1～7、377-1～3、383-1、384-3、387-4～6、388-1・3・4、389-1～4、390-2</p> <p>西土佐地域 1-4、2-1～4、3-1、4-2、7-1～3、8-1～4、9-1～4、10-1～3、11-1～4、12-1～4、13-1～4、14-1～7、15-1～3、24-1・2、25-2・3、29-1、<u>46-3</u>、49-1、63-2、64-2、65-1、66-1、67-2・3、68-1・2、70-4、71-1～5、72-1～4、73-1～4、74-1～4、75-1・2、76-1～3、77-1、78-1・2、79-2・3、80-1～4、81-1～3、82-1～4、83-1～4、84-1・2、85-1～3、86-1～3、87-1～4、88-1～3、89-1～3、90-1・2、91-1、92-1、93-1～4、94-1・2、95-1～3、96-3・4、97-1・2、98-3、<u>111-1</u>、<u>112-1・2</u>、116-3、117-1・2、141-1・2～3、142-1、<u>143-2</u>、144-1・2、<u>145-1</u>、<u>148-3</u>、150-1～3・4、<u>151-1～5</u>、171-3、192-1、195-1、255-1～4、270-2～5</p>	<p>7,561.61 <u>8,430.99</u></p>
---	---	---

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	中村地域 1-1～8、2-1～7、3-1～8、4-3・4、5-1～11、6-1～4、7-1～12、8-1・2・4、9-1～9、10-1～6、11-1～4、12-1～13、13-1～4、14-1～4、15-1・2・4、16-1～3、17-1～6、18-1～3、19-1～3、20-1、20-2～4、21-1～4、22-1、23-1・2、24-1～3、25-1～6、26-1～4、27-1・2・4、28-1～6、30-1～6、31-1～5、32-1～4、33-1～6、34-3、35-1～7、36-1～5・7、37-2～4、38-1～7、39-1～3、40-1・2、41-4・5、42-1～4、43-2～5、44-1～8、45-1・2・5、46-・4、47-1～3、48-2、49-2、50-1・2、51-1・2、52-2・3、53-3・4、54-1～7、55-1～3・5～7、56-2～5、57-1・3、58-1・2、59-1～4、60-1～3、61-1～3、62-1～3、63-1～5、64-1～8、65-1～5、66-1～4、67-1～3、68-1～3、70-1～3、71-1～3、71-4、71-5、72-1～5、73-1～5、74-1～6、75-1～3、76-1・3～5、77-2・3、78-1～3、79-1～5、80-1～3・5、81-1～5、82-1～3・5、83-1～4、84-1～3、85-2～5、86-1～5、87-1～5、88-1～5、89-1～5、90-1～4、91-1～4、92-1～4、93-1・2、94-1～4、95-1～4、96-2、97-2・3、98-3、99-2・3、100-2、103-6、104-3、105-3～5、106-1・3・5・6、109-5、110-3、111-1～4、112-1～5、113-1～6、114-2、115-1・2・5、116-2・3、117-1～3・5、118-1～3、119-1～4、120-1～6、121-1・4・5、122-1～7、123-1～3、124-3・4、125-1～4、126-1～4、127-2・4、128-1～3、129-1～6、130-1～3、131-1・4、132-1～5、133-1～5、134-1～6、135-1・2、136-4、137-1～4、138-1～3、139-1～3、140-1～3、145-1、146-1～3、147-1～5、148-1～5、149-1～4、150-1～3・5、151-1～3、152-1～3・5、153-4、154-1～9、155-1～6、156-1～7、157-2～5、159-6～9、160-1～6、161-1・4・6、162-1・4～6、163-1・2・6・8・9、164-1～6・8・10、165-1～7、166-1～7、167-1・2・4・6、168-1～6、169-1・3～5、170-1～4、171-1・5～9、172-2～4、173-2・3、175-1～13、176-1～10、180-1～5、181-1～3、182-2～4、	22,245.94 22,241.11

183-1~3, 184-1, 185-1~5, 186-1~6, 187-2, 188-1~4, 189-1~5, 190-1~4, ~~191-1~4, 191-1-1~6,~~
191-2-1-2·3, 191-2-2-1, 191-2-3, 191-3~4, 192-1~3, 193-1~6, 194-1~5, 195-1~3, 196-1~4, 197-1~5, 198-1~6, 199-1~3, 200-1~4, 201-1~5, 202-1~5, 203-1~3, 204-1~3, 205-1~4, 206-1~4, 207-1~3, 207-4·5, 208-1·2, 208-3~6, 209-1~4, 210-1~4, 211-1~5, 212-1~9, 213-1~3, 214-1~5, 215-1, 216-1~4, 217-1~4, 218-1~10, 219-1~7, 220-1~9, 221-1~4, 222-1~7, 223-1~10, 224-1~5, 225-1~10, 226-1, 227-3, 228-2·3, 229-4, 230-5, 231-2~4, 232-1~4·9, 234-4~6, 235-5·6, 237-1~7, 238-5·6, 239-1, 240-1·2, 241-1~3, 241-4, 242-1~4, 243-1, 244-1·2, 245-1, 248-3, 249-1~4, 250-1·2, 252-1·2, 255-2·3, 256-1·2, 257-1, 258-1~7, 259-1~3, 261-4, 262-2·4·5, 263-1, 264-3·4, 265-2·3, 266-2~5, 267-1~5, 268-3, 269-1, 270-1·3, 271-1, 272-1~3, 273-2, 275-1, 276-1~4, 277-1~4, 278-1·~3, 279-1·2, 280-2·3, 283-3, 284-1·3, 285-1~3, 286-1~3, 287-1~3, 288-1~3, 289-1~4, 290-1~4, 291-1~5, 292-3, 292-5·6, 293-1~5, 294-1, 295-1·2, 296-1·2, 297-1~3, 298-1~3, 299-1~6, 300-1~7, 301-2·3, 302-3~5, 303-1~3, 304-1·3, 306-3, 308-1~3, 309-2, 310-1, 311-1~4, 312-1~3·5, 313-1, 313-2, 315-4, 316-2·3, 318-1~4, 319-1~4, 320-1~3, 321-1~6, 322-1~5, 323-1·2, 330-2~4, 331-1·4~6, 332-1~3, 333-1·, 334-1~4, 335-1~4, 336-1·2, 337-1~4, 338-1·2, 339-1~7, 340-1~4, 341-1~7, 342-1~4, 343-1~3, 344-1~3, 345-1~3, 346-3·4, 347-1·2, 348-3, 349-1~3, 350-1~3, 351-1~3, 352-1~7, 353-5, 354-1~4, 355-1, 356-1~5, 357-1~4, 358-1, 361-1~3, 362-1~6, 363-1·2, 364-3, 365-1~4, 366-1~4, 367-1~3, 368-4, 369-1·4, 370-1~3, 371-1·2, 372-1~3, 373-2·5, 374-1·2, 375-1~4, 376-1~7, 377-1·4, 380-1·2, 381-1~3, 382-2·3, 383-1~4, 384-1~3, 385-2, 386-2, 387-1·6, 388-1~6, 389-1~

	<p>5、390-1~4、391-1~4、392-1~4、393-1・3・4、394-4、395-1~4、396-1~3、397-1~5、397-5、398-1~4、399-1~7、400-2~7、401-1~5、402-1~7、403-1~4、404-2・3、404-4、405-1・4・7・9、406-1・2・4・6・8~10、407-5~7、408-1、409-2~4・7・8、410-1、410-7~11、411-1・3・6・8・10・11、412-1~6、413-4・8、414-1・2、414-5~8・11、416-4・11、419-1・2、420-3・5、422-1・2、424-2</p> <p>西土佐地域</p> <p>2-1・4、4-1、7-1~2、8-1~2、9-1~4、10-2~3、11-1・3、12-4、13-1、14-2~4・7、15-1、18-1、20-5、22-2、27-2、30-1、40-2、41-2、53-1、71-1~5、76-1、87-1~4、93-1~2、96-2~4、97-1、98-2、110-1、112-3、120-2、123-3、125-1・2、134-4、135-1・3、137-1~3、138-1~3、139-3、140-1・2・4・6、141-3・6、142-1、146-1・2、147-3、148-2~4、149-1・2・4~6、150-1~3、151-1・2、152-1・3、153-1・4・6・7、154-1~4、155-1、156-1、157-1、158-1~3、159-2・3、160-1・2、161-1~3・5、162-3、163-2、164-1、165-2、166-3、167-1~6、170-2、172-2、174-1~6、175-2、176-1、177-3、178-2・3、179-1~4、180-1~4、181-1~5、182-1、183-2・3、184-2~4、185-2~4、186-1・2、187-1、188-2・3、192-3、193-1・2、194-5、197-1、198-3、199-1・3、200-1、202-2・3、204-3、205-1、206-1、209-1~3、210-2、211-2・3、215-2、216-2、217-1・2、221-2・3、225-1、227-1~4、228-1・4、231-1・2、233-2、234-4、235-1~3、236-2、237-1~3、238-1~4、239-4、240-1・2、241-1・2、242-1、243-2、244-2・5、246-1・4、247-4、248-1~3、249-3、250-3・4、251-1、256-2、258-1・6、259-2・5、261-1・4、262-3、263-2・6、265-2、266-3、270-2・3</p>	
<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>中村地域</p> <p>4-2・3、5-8、10-2~4、17-5、20-4、21-2~4、22-1、24-1、26-3、28-3、33-2~4・6、35-1・3・5、36-4、38-1・2、40-2・3、43-5、48-1、53-4、57-3、61-3、</p>	<p>3,472.01 3,460.00 3,442.04</p>

		<p>63-3・4、68-2、69-2・4、72-6、83-4、85-2~4、86-1・2、98-1、99-6~8、102-1~4、108-3、110-5、111-1~3、113-5・6、114-1、115-3~5、116-1、118-4、136-3、146-4、147-2・3、148-1・3、149-1、155-1、156-2、172-3、174-1・2、189-5、191-1~4、191-1-1~6、191-2-1-2・3、191-2-2-1、191-2-3、191-3~4、192-1、215-1226-5、237-4・5、238-2・3、246-2、257-4、258-7、259-1、<u>260-2-1-2</u>、264-1、268-2、268-2-1~4、269-1~3、281-1~3、282-1・2、292-3・5、293-1・2、295-1、300-4~6、301-4、302-3・4、304-3、305-2、307-3、308-1~3、312-1~3、318-1、321-1~5、322-2・3、337-4、346-1、347-2・3、348-1・2、354-4、355-2、382-3、393-3・4、394-1~3、406-11、407-1・2・4、408-1・3、412-4・5、413-4~6、420-5</p> <p>西土佐地域</p> <p>17-3、26-2・3、60-3・4、61-2、63-2、65-1、70-3、92-2、96-1、106-2、113-2、123-1・2、128-5、129-2・3、130-1~3、134-3、135-2、138-4、141-2、142-2、143-1、144-1・2、212-1・2 267-1~4</p>	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く。）		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	中村地域 7-1～12、8-1～4、9-1～8、10-1～6、11-1～4、 12-1～13、13-1～4、14-1～4、16-1～3、17-1～6、 18-1～3、19-1～3、20-1～4、22-1・2、23-1・2、 24-1～3、25-1～6、26-1～4、77-1～3、78-1～3、 79-1～5、80-1～5、81-1～5、84-1～3、 85-1～5、86-1～5、87-1～5、89-1～5、90-1～4、 91-1～4、92-1～4、93-1～3、94-1～4、95-1～5、 96-1・2、110-1～5、111-1～4、112-1～5、113-1～ 6、114-1～3、115-1～5、116-1～5、117-1～5、 118-1～5、119-1～4、120-1～6、121-1～5、 122-1～7、123-1～3、124-1～5、125-1～4、 126-1～4、127-1～5、128-1～7、129-1～6、 130-1～4、131-1～4、132-1～5、133-1～5、 134-1～6、135-1～4、136-1～4、137-1～5、 139-1～3、140-1～3、141-1・2、142-1、143-1、 148-1～5、155-1～6、156-1～7、157-1～7、 160-1～6、161-1～6、162-1～7、163-1～9、 164-1～11、165-1～7、166-1～7、167-1～6、168-1 ～6、169-1～5、170-1～4、171-1～9、 172-1～8、173-1～4、174-1～7、182-1～4、 184-1～3、185-1～5、186-1～6、191-1～4、 192-1～3、193-1～6、194-1～5、195-1～3、 206-1～4、207-1～5、208-1～6、209-1～5、 210-1～5、211-1～5、212-1～9、213-1～3、 214-1～5、215-1～3、216-1～4、217-1～4、 218-1～10、231-1～7、232-1～9、233-1～6、 234-1～6、235-1～9、237-1～7、238-5・6、 239-1、240-1・2、241-1～4、242-1～4、243-1、24 4-1・2、245-1、246-1・2、247-1～3、 248-1～3、249-1～4、250-1～4、251-1～4、 252-1～3、253-1～4、259-1～4、260-1～3、 261-1～4、288-1～3、289-1～4、331-1～6、 332-1～7、333-1～5、334-1～4、335-1～4、 337-1～4、338-1～4、340-1～4、341-1～7、	19,033.40

342-1~4、343-1~3、344-1~3、345-1~3、
346-1~4、347-1~3、348-1~3、349-1~3、
350-1~3、351-1~3、352-1~7、353-1~5、
354-1~5、355-1・2、356-1~5、357-1~4、
358-1~4、359-1~3、360-1~3、361-1~3、
362-1~6、363-1・2、364-1~3、365-1~4、
366-1~4、367-1~6、370-1~3、371-1~3、
372-1~3

西土佐地域

1-1~4、2-1~4、5-1~3、9-1~4、10-1~3、
11-1~4、12-1~4、13-1~4、14-1~7、15-1~3、
16-1~4、17-1~4、18-1・2、19-1~3、20-1~6、
21-1、22-1~2、23-1、24-1・2、25-1~3、26-1~3
27-1・2、28-1~4、29-1、31-1、32-1~5、33-1~4
34-1・2、37-1、70-1~4、71-1~5、72-1~4、73-1
~4、74-1~4、75-1・2、76-1~3、77-1・2、
78-1・2、79-1~3、80-1~4、81-1~3、82-1~4、
83-1~4、84-1・2、85-1~3、86-1~3、87-1~4、
88-1~3、89-1~3、90-1・2、91-1、92-1~3、
93-1~5、94-1・2、95-1~3、96-1~4、99-1~3、
100-1・2、101-1、121-1・2、122-1、123-1~3、
124-1~3、125-1~6、126-1~6、127-1~5、
128-1~5、136-1~3、137-1~3、138-1~5、
139-1~5、140-1~8、141-1~7、142-1~3、
143-1・2、144-1・2、145-1・2、146-1・2、
147-1~5、148-1~4、149-1~6、150-1~5、
151-1~5、152-1~4、153-1~7、154-1~4、
155-1・2、156-1~3、157-1~4、158-1~3、
159-1~3、160-1~2、161-1~5、162-1~4、
163-1~3、164-1~5、165-1~3、166-1~5、
167-1~6、168-1~5、169-1~4、170-1~4、
171-1~3、178-1~3、179-1~4、180-1~4、
181-1~6、182-1・2、183-1~3、184-1~6、
185-1~4、186-1~4、187-1~4、188-1~3、
189-1~3、190-1~5、191-1~3、192-1~5、
193-1・2、194-1~7、199-1~3、200-1~3、
223-1~5、224-1・2、257-1~5、259-1~5、

	260-1・2、261-1～7、262-1～4、263-1～7、 264-1～3、265-1・2、266-1～3、267-1～4、 268-1～5、269-1～4、270-1～5、271-1～5、 272-1～4	
--	---	--

付属資料

- 1 市町村森林整備計画概要図
- 2 参考資料

参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22年	35,933 (100.0)	16,932	19,001	4,537	2,309	2,228	3,875	1,947	1,928	6,246	3,176	3,070	10,477	5,192	5,285	10,798	4,308	6,490
	27年	34,313 (100.0)	16,083	18,076	4,052	2,038	2,014	3,457	1,718	1,739	6,073	3,090	2,983	8,861	4,379	4,482	11,716	4,858	6,858
	R2年	<u>32,694</u> <u>(100.0)</u>	<u>15,455</u>	<u>17,239</u>	<u>3,644</u>	<u>1,838</u>	<u>1,806</u>	<u>3,070</u>	<u>1,556</u>	<u>1,514</u>	<u>5,159</u>	<u>2,636</u>	<u>2,523</u>	<u>8,341</u>	<u>4,088</u>	<u>4,253</u>	<u>12,018</u>	<u>5,045</u>	<u>6,973</u>
構成比 (%)	H22年	100.0	47.3	52.7	22.3	14.7	7.6	14.7	7.6	7.1	16.9	8.4	8.5	28.5	13.9	14.6	24.6	9.9	14.7
	27年	100.0	46.9	52.7	11.8	5.9	5.9	10.1	5.0	5.1	17.7	9.0	8.7	25.8	12.8	13.0	34.2	14.2	20.0
	R2年	<u>100.0</u>	<u>47.3</u>	<u>52.7</u>	<u>11.1</u>	<u>5.6</u>	<u>5.5</u>	<u>9.4</u>	<u>4.8</u>	<u>4.6</u>	<u>15.8</u>	<u>8.1</u>	<u>7.7</u>	<u>25.5</u>	<u>12.5</u>	<u>13.0</u>	<u>36.8</u>	<u>15.4</u>	<u>21.3</u>

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 総数の計の()内には各年次の比率を記入する。

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業			
実数 (人)	H22年	16,278	1,560	248	65	1,873	2,483		11,853	<u>69</u>
	27年	15,925	1,536	222	59	1,817	2,491		11,297	<u>320</u>
	R2年	<u>14,495</u>	<u>1,099</u>	<u>190</u>	<u>61</u>	<u>1,350</u>	<u>2,159</u>		<u>10,541</u>	<u>445</u>
構成比 (%)	H22年	100.0	9.6	1.5	0.4	11.5	15.3	0.0	72.8	<u>0.4</u>
	27年	100.0	9.4	1.4	0.4	11.4	15.6	0.0	70.9	<u>2.0</u>
	R2年	<u>100.0</u>	<u>7.6</u>	<u>1.3</u>	<u>0.4</u>	<u>9.3</u>	<u>14.9</u>	<u>0.0</u>	<u>72.7</u>	<u>3.1</u>

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				草地面積		林野面積			その他面積	
			計	田	畑	樹園地			計	森林	原野		
実数 (ha)	H22年	63,242	1,362	1,114	134	114	12	-	53,386	53,320	66	8,482	-
	27年	63,229	1,231	1,020	116	95	10	-	53,333	53,276	57	8,655	-
	<u>R2年</u>	<u>63,229</u>	<u>1,065</u>	<u>913</u>	<u>77</u>	<u>75</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>53,182</u>	<u>53,125</u>	<u>57</u>	<u>8,982</u>	<u>-</u>
構成比 (%)	H22年	100.0	2.2	1.8	0.2	0.2	0.0	-	84.4	84.3	0.1	13.4	-
	27年	100.0	2.0	1.6	0.2	0.2	0.0	-	84.4	84.3	0.1	13.6	-
	<u>R2年</u>	<u>100.0</u>	<u>1.7</u>	<u>1.4</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.0</u>	<u>-</u>	<u>84.1</u>	<u>84.0</u>	<u>0.1</u>	<u>14.2</u>	<u>-</u>

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
 3. 「林野面積」について調査が行われていない年次については空欄とする。
 4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。
 ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
 5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工事・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H27～28年	0.02ha	ha	ha	ha	ha	ha	0.02ha

- (注) 1. 高知県林業振興・環境部の資料
 2. 年次は公表されている最近3回の調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

令和3年4月1日現在

保有形態		森林面積		人天別森林面積			人工林率 (B/A)	
		面積(A)ha	比率	計ha	人工林(B)ha	天然林ha		
総数		53,333	100.0	-	-	-	-	
国有林		11,222	21.0	-	-	-	-	
公有林	計	3,479	6.5	3,472	2,766	706	79.5	%
	都道府県有林	497	0.9	496	467	29	94.0	%
	市町村有林	2,982	5.6	2,976	2,299	677	77.1	%
	財産区有林	0	0	0	0	0	0	%
私有林		38,720	72.6	38,359	22,400	15,959	58.0	%

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、私有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
 2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
 3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	55年	34,292	31,954	2,338	1,273	1,065
	2年	33,570	28,557	5,013	3,418	1,595
	12年	32,650	28,504	4,146	1,798	2,348
構成比 %	55年	100	93.2	(100)	(54.4)	(45.6)
	2年	100	85.1	(100)	(68.2)	(31.8)
	12年	100	87.3	(100)	(43.4)	(56.6)

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。
 2. 年次は公表されている最近3回の年次とする。
 3. 構成比()は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③民有林の齢級別面積

令和3年4月1日現在

別 区分	齢級 総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11齢級 以上	備考
民有林計	41,833.72ha	0.00ha	10.81ha	527.80ha	3,671.63ha	5,917.72ha	31,705.76ha	100.0%
人工林計	25,167.21ha	0.00ha	10.81ha	322.52ha	1,418.58ha	4,644.18ha	18,771.12ha	60.2%
スギ	4,382.39ha	0.00ha	0.56ha	5.24ha	66.58ha	178.74ha	4,131.27ha	10.5%
ヒノキ	19,802.49ha	0.00ha	10.25ha	305.13ha	1,110.55ha	4,286.34ha	14,090.22ha	47.3%
マツ	522.52ha	0.00ha	0.00ha	0.00ha	5.89ha	2.03ha	514.60ha	1.2%
広葉樹	459.81ha	0.00ha	0.00ha	12.15ha	235.56ha	177.07ha	35.03ha	1.1%
天然林計	16,666.51ha	0.00ha	0.00ha	205.28ha	2,253.05ha	1,273.54ha	12,934.64ha	39.8%

- (注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として, 記入する。
2. 備考欄には主要樹種別の面積比率を記入する。

④保有山林面積規模別林業経営体数

平成27年2月1日現在

総数	保有山林 なし	3ha未満	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50~100ha	100~500ha	500ha以上
179	7	1	22	41	51	23	12	12	9	1

(注)資料は農林業センサスとする。

⑤作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

令和2年4月1日現在

区 分	路線数	延長(km)	備 考
基幹路網	85	141.97	
うち林業専用道			

(イ) 基幹路網の現況

令和2年3月31日現在

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	-	888.35	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
		別添のとおり

(6) 市町村における林業の位置付け

令和3年4月1日現在

① 産業別総生産額

(単位:百万円)

総生産額 (A)		116.290
内訳	第1次産業	3.562
	うち林業 (B)	927
	第2次産業	15.078
	うち木材・木製品製造業 (C)	-
第3次産業	97.650	
(B+C)/A		0.80%

(注) 資料は高知県の「市町村経済統計」より。

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

平成31年3月31日現在

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	49	776	207,960
うち 木材・木製品製造業(B)	4	36	11,835
B/A	8.16%	4.64%	5.69%

(注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は「産業分類」(総務庁)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(令和3年3月31日現在)

区 分	従 業 者 数	備 考
森 林 組 合 作 業 班 員	57	(名称: 中村市森林組合、西土佐村森林組合)
会 社 等 雇 用 就 業 者	101	
県 内 移 動 就 業 者	0	
県 外 移 動 就 業 者	0	
自 営 業 者	49	
一 人 親 方	9	
県 外 就 業 者	2	
合 計	218	

(注) 1. 高知県林業振興・環境部の資料

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他	備 考
索 道	21		5		16		索道重量式10セット、動力式11セット
集 材 機	97		8	12	77		動力10ps未満49台、10ps以上48台
モ ノ ケ ー ブ ル	0						ジグザグ集材施設
リ モ コ ン ウ イ ン チ	2				2		無線操縦による木寄機
自 走 式 搬 器	6		5	1			
モ ノ レ ー ル	21				21		懸垂式含む
運 材 車	26		2	5	18	1	動力20ps未満20台、20ps以上6台
ホ イ ー ル タ イ プ ト ラ ク タ	0						集材等を行うホイールタイプのトラクタ
ク ロ ー ラ タ イ プ ト ラ ク タ	0						クローラタイプのもの
育 林 用 ト ラ ク タ	0						主として育林作業用
フ ォ ー ク リ フ ト	21		2	2	17		
フ ォ ー ク ロ ー ダ	3			3			
ク レ ー ン	8		2	3	3		運材機能なし1台、あり7台

グラップル	11		1	7	3		運材機能なし10台、あり1台
トラクタシヨベル	2			2			搬出、育林用等に係る土工用
シヨベル系掘削機械	20		2	16	2		搬出、育林用等に係る土工用
チェーンソー	624		5	60	554	5	
チェーンソーリモコン装置	0						リモコンチェーンソー架台
刈払機	178		7	32	134	5	携帯式刈払機
植穴掘機	0						
動力枝打機	1					1	自動木登り式1台
苗畑用トラクタ	1					1	
樹木粉碎機	0						伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械
計	1042		39	143	847	13	
(高性能機械)							
フェラーバンチャ	0						伐倒、集積する自走式機械
スキッダ	0						索引式集材専用トラクタ
プロセッサ	0						枝払、玉切する自走式機械
ハーベスタ	3		1	2			伐倒、枝払、玉切する自走機械
フォワーダ	2		1	1			積載式集材専用車両
タワーヤダ	0						元柱を具備した自走式機械
スイングヤダ	0						簡易索張方式、ブーム装備の集材機械
その他高性能林業機械	15		6	9			上記7機種以外
グラップルソー	0						巻立・玉切り自走式機械

- (注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。
2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

令和2年3月31日現在

種類	素材	苗木	しいたけ		炭	しきみ	さかき
			生	乾			
生産量	44,207m ³	-	10,759Kg	9,356Kg	22,550Kg	7,170Kg	2,067Kg
生産額(百万円)							

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

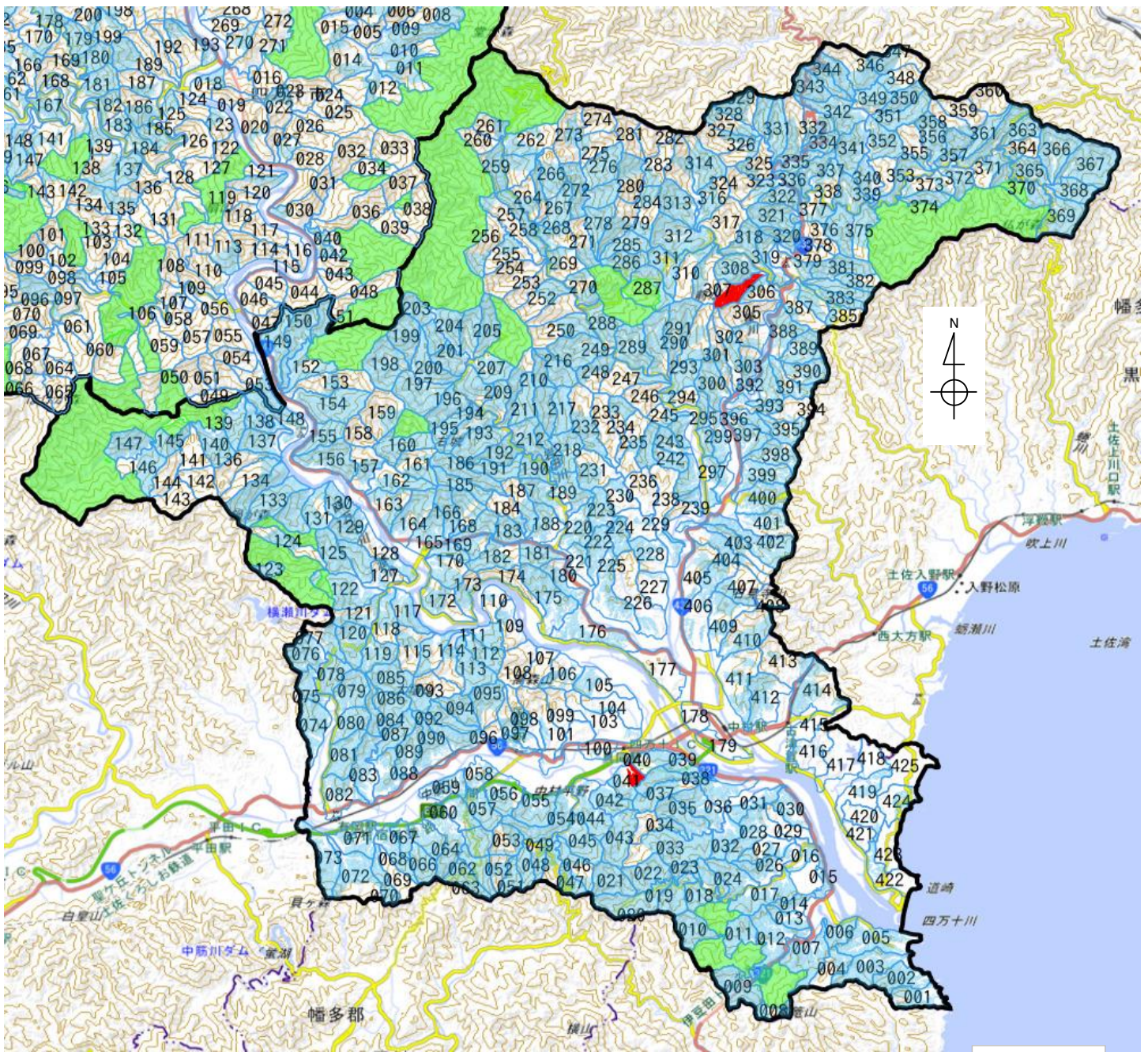
<中村地域>

番号	所在	整理番号	現況			経営計画実施権設定の有無
			面積	樹種	林齢	
1	四万十市奥鴨川	奥鴨川集1	16.91ha	スギ・ヒノキ	36、47、58年生	無
2	四万十市奥鴨川	奥鴨川集2	1.96ha	ヒノキ	48年生	無
3	四万十市奥鴨川	奥鴨川集3	3.79ha	スギ・ヒノキ	37、39年生	無
4	四万十市奥鴨川	奥鴨川集4	0.21ha	ヒノキ	56年生	無
5	四万十市奥鴨川	奥鴨川集5	0.15ha	ヒノキ	41年生	無
6	四万十市奥鴨川	奥鴨川集6	3.13ha	スギ・ヒノキ	39～55年生	無
7	四万十市奥鴨川	奥鴨川集7	1.67ha	ヒノキ	52年生	無
8	四万十市口鴨川	口鴨川集1	9.58ha	スギ・ヒノキ	38～55年生	無
9	四万十市口鴨川	口鴨川集2	5.86ha	ヒノキ	42、44年生	無
10	四万十市口鴨川	口鴨川集3	2.06ha	ヒノキ	53年生	無
11	四万十市口鴨川	口鴨川集4	2.60ha	スギ・ヒノキ	50年生	無
12	四万十市口鴨川	口鴨川集5	3.36ha	ヒノキ	37、38年生	無
13	四万十市口鴨川	口鴨川集6	3.54ha	ヒノキ	45年生	無
14	四万十市口鴨川	口鴨川集7	4.77ha	スギ・ヒノキ	54年生	無
15	四万十市若藤	若藤集1	0.03ha	ヒノキ	54年生	無
16	四万十市若藤	若藤集2	0.02ha	ヒノキ	46年生	無
17	四万十市若藤	若藤集3	0.01ha	スギ	54年生	無
18	四万十市若藤	若藤集4	0.04ha	ヒノキ	40年生	無
19	四万十市若藤	若藤集5	0.15ha	ヒノキ	40年生	無
20	四万十市若藤	若藤集6	0.04ha	スギ・ヒノキ	55年生	無
21	四万十市若藤	若藤集7	0.13ha	ヒノキ	60年生	無
22	四万十市板ノ川	板ノ川集1	1.10ha	スギ・ヒノキ	36、67年生	無
23	四万十市板ノ川	板ノ川集2	1.39ha	スギ・ヒノキ	48、59、71年生	無
24	四万十市板ノ川	板ノ川集3	1.40ha	スギ・ヒノキ	63年生	無
25	四万十市板ノ川	板ノ川集4	0.62ha	スギ・ヒノキ	63年生	無
26	四万十市板ノ川	板ノ川集5	0.24ha	ヒノキ	66年生	無
27	四万十市板ノ川	板ノ川集6	0.31ha	スギ・ヒノキ	64年生	無
28	四万十市板ノ川	板ノ川集7	4.66ha	スギ・ヒノキ	28～73年生	無
29	四万十市板ノ川	板ノ川集8	1.25ha	スギ・ヒノキ	47年生	無

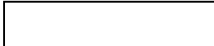


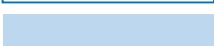

30	四万十市板ノ川	板ノ川集9	0.18ha	スギ	65年生	無
31	四万十市板ノ川	板ノ川集10	0.46ha	スギ・ヒノキ	56年生	無
32	四万十市板ノ川	板ノ川集11	1.47ha	スギ・ヒノキ	67, 70年生	無
33	四万十市利岡	利岡集1	0.51ha	ヒノキ	55年生	無
34	四万十市利岡	利岡集2	0.21ha	スギ・ヒノキ	83年生	無
35	四万十市利岡	利岡集3	0.63ha	スギ・ヒノキ	70, 75, 86年生	無
36	四万十市利岡	利岡集4	0.35ha	ヒノキ	39年生	無
37	四万十市利岡	利岡集5	0.30ha	スギ・ヒノキ	75年生	無
38	四万十市利岡	利岡集6	0.58ha	スギ・ヒノキ	43年生	無
39	四万十市利岡	利岡集7	4.82ha	スギ・ヒノキ	42~59年生	無
40	四万十市利岡	利岡集8	0.90ha	スギ・ヒノキ	50, 55, 79年生	無
41	四万十市利岡	利岡集9	0.39ha	ヒノキ	50年生	無
42	四万十市利岡	利岡集10	1.09ha	ヒノキ	39, 40, 48, 68年生	無
43	四万十市利岡	利岡集11	0.36ha	スギ・ヒノキ	59, 74, 82年生	無
44	四万十市利岡	利岡集12	0.85ha	スギ・ヒノキ	65~85年生	無
45	四万十市利岡	利岡集13	0.82ha	スギ・ヒノキ	49年生	無
46	四万十市敷地	敷地集1	1.37ha	スギ・ヒノキ	63, 81年生	無
47	四万十市敷地	敷地集2	0.32ha	ヒノキ	50年生	無
48	四万十市敷地	敷地集3	1.20ha	ヒノキ	96年生	無
49	四万十市岩田	岩田集1	0.62ha	ヒノキ	44, 46年生	無
50	四万十市岩田	岩田集2	0.70ha	スギ・ヒノキ	38年生	無
51	四万十市岩田	岩田集3	0.30ha	ヒノキ	51年生	無
52	四万十市岩田	岩田集4	1.13ha	スギ・ヒノキ	41, 83年生	無
53	四万十市岩田	岩田集5	0.22ha	スギ・ヒノキ	71年生	無
54	四万十市岩田	岩田集6	1.34ha	スギ・ヒノキ	42年生	無
55	四万十市岩田	岩田集7	1.18ha	ヒノキ	45年生	無
56	四万十市岩田	岩田集8	0.13ha	ヒノキ	70年生	無
57	四万十市岩田	岩田集9	1.51ha	スギ・ヒノキ	80年生	無
58	四万十市佐田	佐田集1	0.28ha	スギ・ヒノキ	68, 81年生	無
59	四万十市佐田	佐田集2	4.29ha	スギ・ヒノキ	38~111年生	無
60	四万十市佐田	佐田集3	0.30ha	ヒノキ	51年生	無
61	四万十市佐田	佐田集4	0.56ha	スギ	69年生	無
62	四万十市佐田	佐田集5	0.65ha	スギ・ヒノキ	60年生	無
63	四万十市佐田	佐田集6	1.34ha	ヒノキ	34年生	無
64	四万十市佐田	佐田集7	0.64ha	スギ・ヒノキ	56年生	無
65	四万十市佐田	佐田集8	0.49ha	スギ・ヒノキ	66~68年生	無

66	四万十市佐田	佐田集9	2.17ha	スギ・ヒノキ	59～81年生	無
67	四万十市佐田	佐田集10	0.72ha	スギ・ヒノキ	81年生	無
68	四万十市佐田	佐田集11	0.85ha	スギ・ヒノキ	49、73年生	無
69	四万十市佐田	佐田集12	1.23ha	スギ・ヒノキ	62、66年生	無
70	四万十市三里	三里集1	0.61ha	スギ・ヒノキ	56年生	無
71	四万十市三里	三里集2	5.02ha	スギ・ヒノキ	72年生	無
72	四万十市三里	三里集3	1.99ha	ヒノキ	61年生	無
73	四万十市三里	三里集4	2.27ha	スギ・ヒノキ	49年生	無
74	四万十市三里	三里集5	1.80ha	スギ・ヒノキ	48年生	無
75	四万十市三里	三里集6	10.91ha	スギ・ヒノキ	51、75年生	無
76	四万十市三里	三里集7	0.77ha	ヒノキ	74年生	無
77	四万十市三里	三里集8	5.23ha	スギ・ヒノキ	72、82年生	無
78	四万十市三里	三里集9	21.93ha	スギ・ヒノキ	39～52年生	無

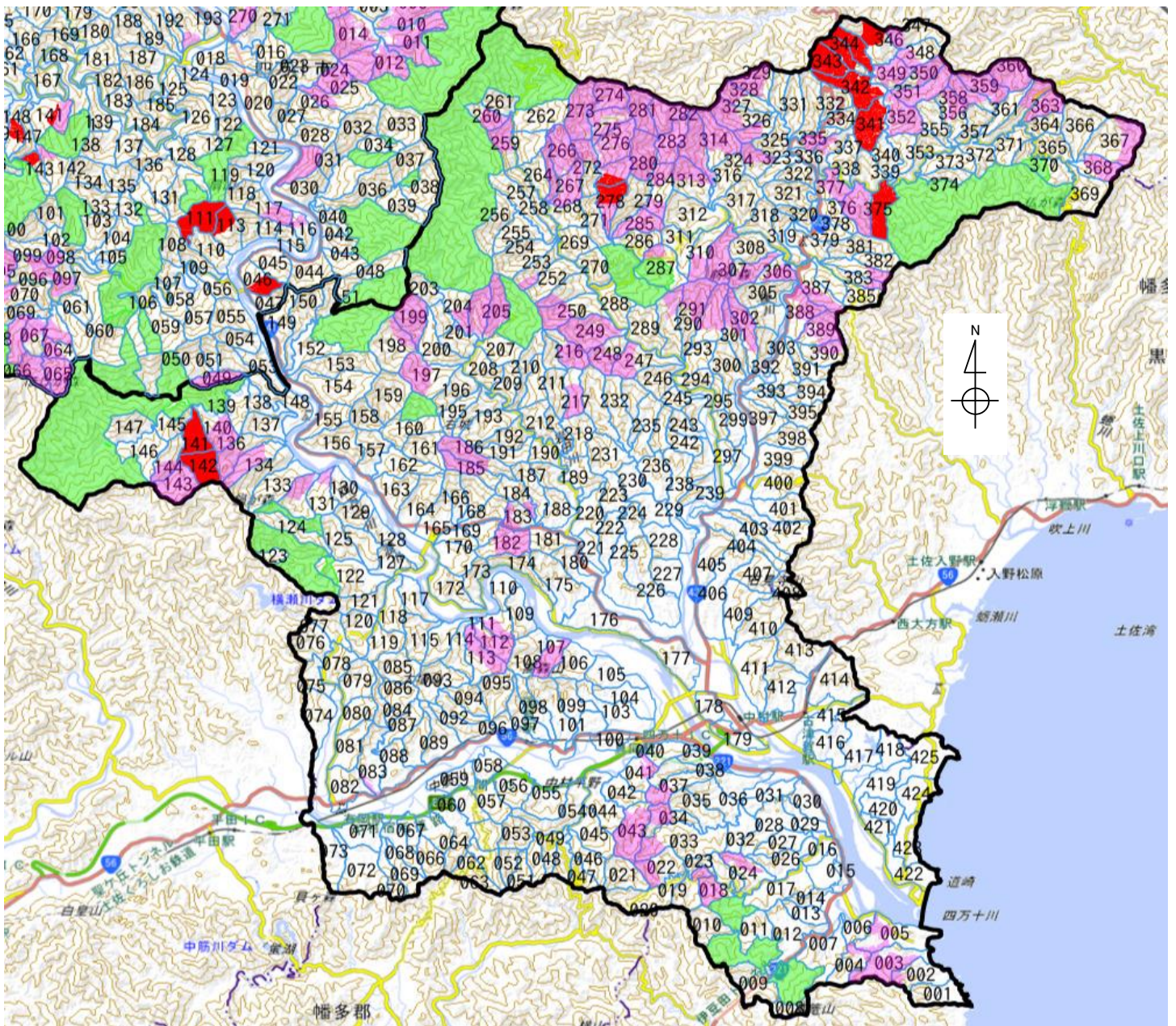
四万十市(旧中村市)森林整備計画概要図(水源涵養)



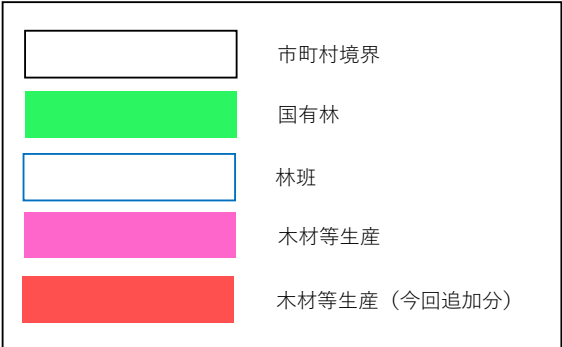
1:110000

	市町村境界
	国有林
	林班
	水源涵養
	水源涵養(今回追加分)

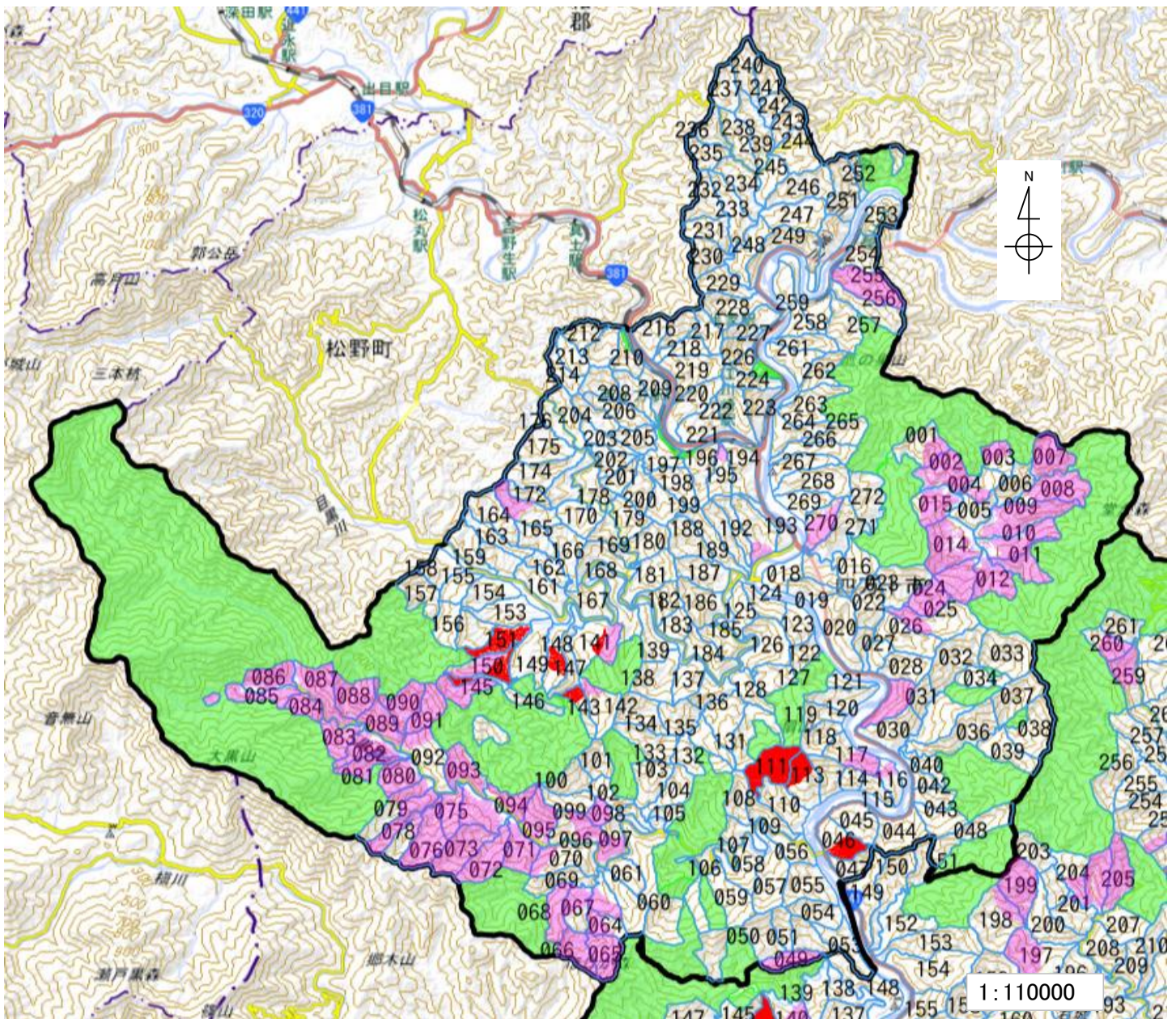
四万十市(旧中村市)森林整備計画概要図(ゾーニング)

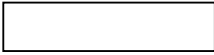






1:110000



四万十市(旧西土佐村)森林整備計画概要図(ゾーニング)



	市町村境界
	国有林
	林班
	木材等生産
	木材等生産 (今回追加分)